

豊四季町会公民館使用規則

1. 公民館利用の希望者は、定期継続利用者、不定期単日利用者、共に予約が必要。希望日時は、申し込み受付順とする。
申し込みは、公民館長(奥山副会長)へ。 TEL 7144-0319
2. 公民館の管理責任者として公民館長(奥山正夫氏)を置く。利用者は奥山宅にて、カギを受け取る。
3. 公民館の光熱費等、運営経費の一部負担金として利用料を徴収する。
4. 使用料金は、時間、部屋の大小に関係なく、1回1,500円とする。
5. 親子会、老人会、町会のサークル(麻雀倶楽部、カラオケの会等)の利用は有料とする。
6. 町会の総会、役員会、民生員の利用及び町会主催の行事、サロン、ささえあい会議等のボランティア団体の利用は無料とする。
7. 豊四季町会会員以外の個人、団体等の利用料金は、前記の金額の倍額とする(1日3,000円)。
8. 公民館運営のための委員会等を設ける。
9. 公民館の利用者は、以下の使用規則を守ること。
 - ① 使用後は利用場所の清掃及びトイレの清掃を行う。
 - ② 椅子、テーブルは必ず倉庫に入れ、道具等の後片付けをすること。
 - ③ 冷暖房機及びガスの元栓の確理。
 - ④ 電動シャッターを下ろし、戸締まりの確認と消灯の確認。
 - ⑤ ゴミは分別し持ち帰ること。
 - ⑥ スリッパは、下駄箱に入れずケースに入れる。
 - ⑦ 鍵は必ず奥山氏宅に返却のこと。